

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識しており、経営の健全性・透明性・効率性の一層の向上、ひいては継続的な企業価値の向上を目的として、2003年6月開催の第28回定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行いたしました。取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営監督機能の透明性の向上と独立性の強化を図り、業務執行を担当する機関として執行役を置いて、経営監督機能と業務執行機能を明確に分離しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 招集通知等の英訳】

当社の海外投資家比率が10%未満であることを考慮し、当面の間、英訳は行わない方針であります。
なお、今後海外投資家比率の増大等が生じた場合には、速やかに英訳書類の作成を行う予定であります。

【補充原則2-5-1 内部通報】

機動的な調査の必要性に配慮し、内部監査室を通報窓口としております。
なお、情報の秘匿と不利益禁止並びに違反者への罰則については、内部通報規程にて整備されております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社の海外投資家比率が10%未満であることを考慮し、当面の間、英訳は行わない方針であります。
なお、今後海外投資家比率の増大等が生じた場合には、速やかに英訳書類の作成を行う予定であります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人に対する評価基準】

外部監査人との四半期毎の協議や監査実施状況並びに監査報告の内容等を総合的に考慮し、適正性を判断しているため、具体的な基準は作成しておりません。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、指名委員会等設置会社であり、また取締役会についても社外取締役が過半数となっていることから、特段任意の機関を設置する必要はないと判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式は保有しないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引の実施の有無については、毎年すべての対象者に係る調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合は取締役会に報告しております。

当該取引については、会社法及び金融商品取引法並びに東京証券取引所の定めに従い、開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

従業員福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を設けております。制度の運用にあたっては、運用機関へのモニタリングを適切に行うことができるように、担当部門の経験や資質向上に努めるとともに、従業員に対しても説明等を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念については、決算説明資料の参考資料として、每期開示される体制としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の1.1「基本的な考え方」及び有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書の2.1機関構成・組織運営等に係る事項「取締役・執行役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 執行役の選解任と取締役・執行役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

執行役の指名にあたっては、業務執行実績に加えて、コンプライアンス面での配慮を十分対応できる方を選任しております。
取締役については、5名を選任する方針としており、うち2名は代表執行役並びに業務部門の最高責任者を選定し、残り3名は社外取締役を選任する方針としております。

指名にあたっては、取締役は指名委員会での協議を経て決定され、執行役は取締役会での協議を経て決定されます。
執行役が職務執行に不正・重大な法令違反又は定款違反等があった場合や、その他執行役としての資質に疑義が生じた場合等において、当該執行役の解任に係る取締役会への提案について検討することとしております。
取締役が職務執行に不正・重大な法令違反又は定款違反等があった場合や、その他取締役としての資質に疑義が生じた場合等において、当該取締役の解任に係る株主総会への付議について検討することとしております。

(5) 執行役の選解任と取締役・執行役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
新たに選任または解任される取締役及び執行役については、開示資料を通じて選解任理由を開示いたします。
また、取締役については、改選時の招集通知にて選任理由を開示いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】
当社は、指名委員会等設置会社という形態から、法令に定められた事項並びに会社として重要な基本規程や新規開校計画等社内規程に基づく事項については取締役会決定事項とし、それ以外の事項は執行役に委任されております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役会員数の過半数を社外取締役より選任することとしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役については、その独立性を担保するため、以下の選任基準を設けております。
(1) 過去において、当社並びに当社子会社の業務執行取締役、監査役（社外監査役を除く）、執行役、使用人ではなかった者。
(2) 過去5年間に於いて、当社の主要株主（10%以上の保有）又はその役員であった者ではないこと。
(3) 過去5年間に於いて、当社の主要取引先（連結売上高の5%以上を占める販売先又は連結営業費用の5%以上を占める支払先）及びその役職員であった者ではないこと。
(4) 過去5年間に於いて、当社より多額の寄付（年間5,000万円以上）を受けている法人・団体等の理事その他の役職員でないこと。
(5) 過去5年間に於いて、当社会計監査人の監査業務従事者でない者。
(6) 過去5年間に於いて、当社より多額（年間5,000万円以上）の金銭を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
(7) 過去5年間に於いて、当社グループの役職員であった者の2親等内の親族又は同居者でないこと。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】
取締役の選任は、過半数が社外取締役である指名委員会を通じて選任することとしております。
また、ガバナンス強化の観点から当社は常に取締役の半数が社外取締役となるようにしております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】
社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知により每期開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の評価】
取締役会の開催状況と、各社外取締役の出席・発言状況につきましては、株主総会招集通知により開示しております。
なお、取締役会の実効性についての評価につきましても、今後、株主総会招集通知により開示いたします。

【補充原則4-14-2 取締役等に対するトレーニング方針】
当社では、取締役及び執行役が期待される役割及び責務を適切に果たすため、毎年1度、ガバナンスに係る論点を中心とした情報共有の場を設け、知識の向上と共有に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、管理本部にて株主からの問い合わせの対応を行うこととしております。
また、機関投資家並びにアナリスト向けの決算説明会を年2回行うとともに、当該内容をHP上にアップし、これに対する問い合わせについて管理本部にて対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ケイエスケイ株式会社	3,980,000	35.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	862,700	7.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	831,600	7.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	399,500	3.56
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	351,300	3.13
河端 真一	325,340	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	134,000	1.19
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	93,600	0.83
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	83,500	0.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	70,000	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

2018年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和証券株式会社及びその共同保有者である大和証券投資信託委託株式会社、ダイワ・アセット・マネージメント(シンガポール)リミテッドが2018年6月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称】 大和証券株式会社

【住所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【保有株券等の数】 674千株

【株券等保有割合】 5.68%

【氏名又は名称】 大和証券投資信託委託株式会社

【住所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【保有株券等の数】 147千株

【株券等保有割合】 1.32%

【氏名又は名称】 ダイワ・アセット・マネージメント(シンガポール)リミテッド

【住所】 シンガポールフィリップ通3番地ロイヤルグループビルディング#16-04

【保有株券等の数】 14千株

【株券等保有割合】 0.13%

2018年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるSMBC日興証券株式会社が2018年9月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【住所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【保有株券等の数】 791千株

【株券等保有割合】 7.06%

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日をもって大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となりました。

【氏名又は名称】 SMBC日興証券株式会社

【住所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【保有株券等の数】 32千株

【株券等保有割合】 0.29%

2018年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、東京海上アセットマネジメント株式会社が2018年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【住所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【保有株券等の数】 800千株

【株券等保有割合】 7.14%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社並びに上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられと考える事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名

【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澁谷 耕一	他の会社の出身者											
永谷 喜一郎	他の会社の出身者											
三宅 進	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

澁谷 耕一	○	○	○	○	——	銀行における金融市場関連業務経験、会社経営に関する専門的な経営コンサルティング業務経験及び企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏はリッキービジネスソリューション株式会社の代表取締役であり、同社との間にはアドバイザリー契約等の取引がありますが、取引金額は極めて少額であり、意思決定に影響を与え得る取引関係にはないと判断しております。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。 また、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
永谷 喜一郎	○	○	○	○	——	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は株式会社サンフレックス永谷園の代表取締役社長であります。当社と同社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は株式会社永谷園の取締役でありましたが、当社と同社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。 また、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
三宅 進	○	○	○		——	経営コンサルタントの分野における幅広い知識と豊富な経験、高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は株式会社ビジネス・イノベーションシステムの代表取締役であり、同社との間には新入社員研修等に関する取引がありますが、取引金額は極めて少額であり、意思決定に影響を与え得る取引関係にはないと判断しております。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	1	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	11名
--------------------------	-----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
河端 真一	あり	あり	○	○	なし
須賀 正則	なし	あり	×	×	なし
平井 芳明	なし	なし	×	×	あり
中村 寿志	なし	なし	×	×	あり

栗崎 篤史	なし	なし	×	×	あり
河原 圭一	なし	なし	×	×	あり
菊地 龍雄	なし	なし	×	×	あり
指方 祐二	なし	なし	×	×	あり
池田 清一	なし	なし	×	×	あり
大島 誠	なし	なし	×	×	あり
河端 葵	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員全てが社外取締役のため、監査委員会の職務を補助する監査委員補助者を選任しております。当該監査委員補助者は常勤しており、日常業務の状況を適時に監査委員へ報告を行う体制を構築しております。また、使用人である監査委員補助者の独立性を確保するため、監査委員会は監査委員補助者を指名し、監査委員補助者は監査委員の指揮命令のもと、監査委員と同等の権限を持ち調査を行うものとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、海南監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査委員会と会計監査人である海南監査法人との間で、適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。また、その場には内部監査室も同席しており、監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、今後留意すべき点についての共有がなされております。
なお、2019年3月期に会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下の通りです。
業務を執行する公認会計士の氏名：溝口俊一、畑中数正

また、当社は、内部監査室を設置し、代表執行役の命により内部監査を実施しております。また、必要に応じて、内部監査室と監査委員補助者が連携して監査を実施しております。なお、内部監査室と監査委員会及び監査委員補助者との間では適宜情報交換の場が設けられており、情報の共有が図られております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針を次のとおり定めており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、報酬委員会が報酬等の額を決定しております。

- (1)必要な人材の獲得・確保ができる競争力のある報酬体系とする。
- (2)株主や社員から見て客観性・透明性のある報酬体系とする。
- (3)業務執行責任を明確にするために業績に連動した報酬体系とする。
- (4)経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

また、取締役及び執行役に対して、当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期において、取締役(社外取締役を除く。)の年間報酬額は3名で115,003千円、社外取締役の報酬は、3名で11,326千円でした。また、執行役(取締役兼務を除く)の年間報酬額は9名で85,633千円でした。
有価証券報告書及び事業報告にて取締役と執行役の年間報酬総額を区分して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり定めており、報酬委員会が報酬等の額を決定しております。

- (a) 必要な人材の獲得・確保ができる競争力のある報酬体系とする。
- (b) 株主や社員から見て客観性・透明性のある報酬体系とする。
- (c) 業務執行責任を明確にするために業績に連動した報酬体系とする。
- (d) 経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

【社外取締役のサポート体制】

原則月1回開かれる取締役会での情報伝達の他、事前に送付される資料、及び随時必要に応じて管理部門より情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役5名(うち社内2名・社外3名 / 男性5名・女性0名)で構成され、執行役の職務執行を監督する権限を有しております。社外取締役として他業種から招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、業務執行は、取締役会にて選任された執行役11名(うち男性10名・女性1名)により行い、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

(2) 各種委員会

会社法関連法令に基づく指名委員会等設置会社形態を採用しております。各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。

監査委員会は原則月に1回、指名委員会及び報酬委員会は適宜開催され、指名・報酬・監査の各委員会が取締役会と密接な連携を取ることで、取締役会の監督機能は強化されております。

【指名委員会】

当社の指名委員会は、社外取締役3名及び社内取締役1名で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としております。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

【報酬委員会】

当社の報酬委員会は、社外取締役3名及び社内取締役1名で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬決定の適正性を確保する体制としております。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えております。報酬委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の報酬等の方針の決定及び個人別の報酬額を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

【監査委員会】

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されており、監査委員補助者4名を配置することで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、執行役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施する体制としております。

監査委員は他社の役員又は役員経験者であり、これまでの会社経営に関する経験を踏まえた職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

(3) 執行役・経営会議

執行役は取締役会の決定した基本方針に基づき具体的な業務執行を行います。

経営会議は、執行役により構成されており、原則月1回(最繁忙期である8月(夏期講習シーズン)及び2月(受験シーズン)を除く)開催し、具体的な業務執行上の意思決定を行っております。

(4) 監査体制

内部監査組織として内部監査室(人員1名)を設置し、内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、本社管理部門及び各事業所に対して日常業務の監査及び改善に関する指摘を行い、監査委員会との情報交換等の連携のもと業務の効率化や適正な遂行を図っております。

また、会計監査人である海南監査法人は、監査委員会に対して監査計画及び監査結果を報告しております。また、会計監査人・監査委員会・内

部監査室の三者間での意見交換を定期的 to 実施し、情報の共有を図っております。

なお、当社の会計監査業務を実施している海南監査法人所属の公認会計士は溝口俊一、畑中数正であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

執行と監督の役割を明確にすることにより、経営の透明性、健全性及び効率性を高め、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2003年6月開催の第28回定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社に移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	(1) 招集通知の刷新 2012年3月期の株主総会より、従来、株主総会後に送付していた「事業報告書」と合冊にし、招集通知を刷新いたしました。議決権行使に当たって判断材料となる情報量の充実に図り、また、カラー化及び図表・写真の掲載等、株主にとって見やすい内容を目指しております。 (2) 招集通知の掲載・早期開示 2013年3月期の株主総会より、招集通知を当社ホームページに掲載しております。また、2015年3月期の株主総会より、発送日より前に招集通知をTDnet及び当社ホームページにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算情報その他の適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長が管轄し、管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	出産・育児によりキャリアを中断することなく社員が当社に長く勤務できるよう女性のキャリア形成を支援するため、また、職場のワーク・ライフ・バランスを推進するため、当社では育児短時間勤務制度を導入しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■ 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業価値を高めることを目的に、経営のスピードを高めること、また法令を遵守した透明度の高い経営に努めております。この経営を客観的に監視するため、コーポレート・ガバナンスの仕組みを強化しております。

■ 内部統制システムについての整備状況

当社は、会社法第416条第1項第1号の定めに基づき、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる行動指針を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社における執行役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を制定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。

(b) リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク管理委員会を設置する。

(4) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するために経営会議を開催する。

(b) 執行役及び使用人の責任と権限の範囲を明確にする職務権限規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 使用人が業務を行うに当たり行動指針を法令及び定款とともに遵守することを徹底し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育を行う。

(b) 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人からの報告体制を整える。

(c) 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を把握し、助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 法令等に基づき、グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定するとともに、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用する。

(b) 当社の役職員(取締役・執行役・使用人)がグループ会社の取締役及び監査役を兼務し、当該グループ会社の業務執行を監督・監視する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、当社の使用人の中から監査委員補助者を配置する。

(8) 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、執行役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

(a) 執行役は、取締役会規程の定めに従い、業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

(b) 執行役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査委員会に対し速やかに当該事項を報告するものとする。

(c) 監査委員会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、執行役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、報告を求められた者は速やかに報告を行うものとする。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査委員会が執行役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えております。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応いたします。

(2) 整備状況

・当社では、「反社会的勢力対策規程」を制定しております。この規程に基づき、記事検索やインターネット検索による方法で、取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。

・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に加え、関連情報の早期収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との連携強化を図り、不測の事態に備えております。また、不当要求事案等の発生時には、外部専門機関と連携して迅速かつ適切に対応いたします。

・内部通報制度を定め、組織的・個人的な不正行為等の早期発見・是正のために適切な通報処理の体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

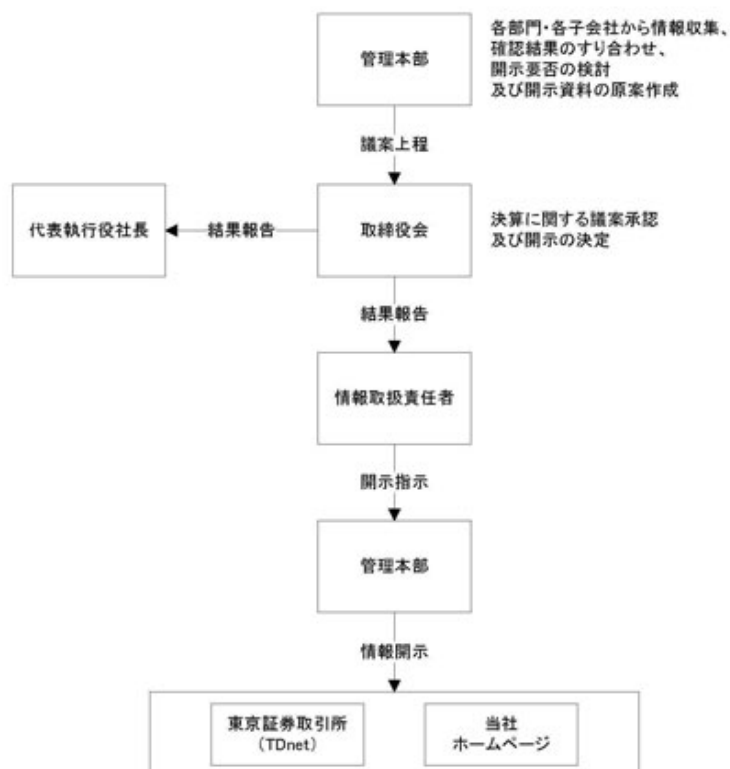
該当項目に関する補足説明

当社は、現在、安定株主比率が高く買収防衛策の必要性が低いため、買収防衛策の導入は特に行っておりませんが、今後の事業環境、市場動向、関係法令等の動向により導入が適当と認めるときは、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目的として、買収防衛策の導入を検討する可能性があります。

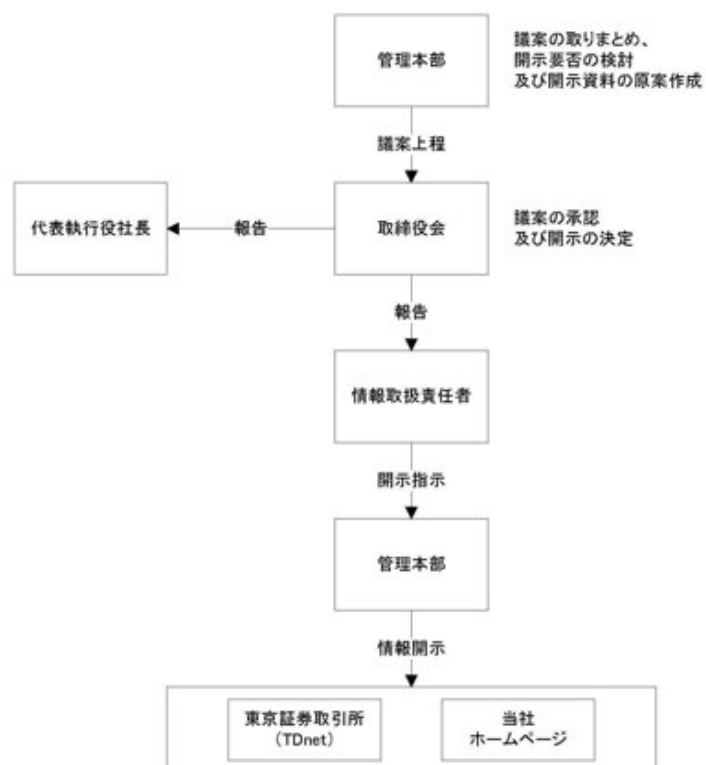
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示手続】

＜当社グループに係る決算に関する情報等＞



<当社グループに係る決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

